

資料

「定期間居住要件」と平等保護 (一)

—— Shapiro 判決から Sosna 判決まで ——

釜 田 泰 介

一、問題の所在

権利の行使あるいは利益の享受というものに種々の要件を課すということは、よく見られる現象である。このような要件の一つに居住性を求めるというものがある。すなわち一定地域の住民であることを、権利行使の要件、利益享受の要件とする場合である。この居住要件の中には、その地域の構成員であることを求めるだけではなく、一定期間その地域の住民であることを求める場合がある。すなわち住民であるとのみならず、どれだけの期間住民であるかという長さを要件とするのである。たとえばわが国の公職選挙法九条二項は、地方自治体の議員並びに長の選挙についての選挙権行使者の範囲を定めるの

に「日本国民たる年令満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する」と定めている。この地方自治体の議員、長についての選挙で選挙権を行使できる者は、単に成年令に達していてその地域の住民であるということだけでは不十分で、三ヶ月以上当該地域に居住していることが求められているのである。この三ヶ月以上の居住という要件が、定期間居住要件の一例と言えるものである。ここではこのような定期間居住要件というものが憲法上どのような問題点を提起するかを考察する上での素材として、ここ数年来アメリカにおいて展開されたいくつかの問題を資料として掲げるものである。アメリカにおいて見られる定期間居住要件の例としては、社

会福祉給付受給要件⁽¹⁾、公立病院で無料医療を受ける要件⁽²⁾、公営住宅の入居要件⁽³⁾、公立学校での授業料免除要件⁽⁴⁾、選挙権⁽⁵⁾、被選挙権行使要件⁽⁶⁾、弁護士の登録要件⁽⁷⁾、離婚裁判の提訴要件⁽⁸⁾、地方公務員の雇用要件⁽⁹⁾として一定期間の当該地域への居住を求めるというようなものが見られる。そして一九六〇年代の末期から今日に至るまで、このような定期間居住要件は憲法上許されるものかどうかを争った事例が多く見られるのである。この定期間居住要件が憲法上問題にされる理由は、この要件の根底にある次のような危険性である。定期間居住要件はだいたいにおいて三ヶ月から一年（もちろん問題によっては五年というような長期のものもある）という比較的短期間のものであるということ、この要件は住民全員に課されてはいるが実際の効果を受ける者は最近その地域に移住してきた者に限定されるということから、その重大な性格が看過されがちである。しかしここで注目すべきはこの効果が住所の移転をした者にのみ及ぶという点である。すなわち長期間在住している住民には効果が及ばず新来者にのみ及ぶということから、この要件は旧住民が新住民を排除する上で大きな機能を果しているということである。このような定期間居住要件のもつ排他的性格は人間の本性にたやすく結びつく面があるから、これを放置すると無限に広がっていく可能性が考えられるのである。⁽¹⁰⁾それは今日見られるような

問題に限定されることなく、上下水道、学校、道路、公園、図書館等の公的側面を持った施設の利用、公の機関からのサービス、税金の還元によって受けれる利益の享受等から新来者を、社会経済状況如何によつては排除するようになるという危険性が考えられるのである。ゆえにこの定期間居住要件というものは、自分達仲間とは異つた者を排除するという人間の傾向を反映している問題の一つといえよう。これは人種、国籍、信条、門地、性を理由にする排除行為と同質の問題を内蔵しているのである。そしてまたこの定期間居住要件に基づく排除行為は、移転の自由という憲法上保障されている権利行使したことが原因で行われるという特徴をもつのである。

よつて定期間居住要件の憲法上の問題点は、憲法上保障されている移転の自由権行使した結果、種々の権利の行使、利益の享受につき不平等扱いを受けることが憲法の平等保護条項の下で容認されるかどうかということである。

一、定期間居住要件と裁判所

定期間居住要件は前述したことく、移転の自由と関連性を持っている。しかしその関連性は移転の自由そのものを直接侵害するという関連の仕方ではなくて、その自由行使した結果他の権利の行使、利益の享受について不利益扱いを受けるという

ことであるから、間接的に侵害をするという関連の仕方である。このような移転の自由に対する間接的侵害問題をアメリカ最高裁が正面から取り上げたのは一九六九年のシャピロ対トンプソン事件（資料①）が最初であった。アメリカ最高裁は、アメリカ憲法上に移転の自由についての明文規定を欠いてはいるが、建国当初より移転の自由を憲法上の権利として承認しその権利の侵害に対しては幾度か救済を与えてきた。⁽¹²⁾しかしその救済はすべて移転の自由そのものを直接侵害するという性格をもつた事件に対してであった。シャピロ事件は移転の自由行使した者が新しい地域で生活扶助給付申請をしたところ、定期間居住要件を満していないという理由で拒否された事件である。⁽¹³⁾ゆえに旧地域から新地域へ移住するという行為そのものが直接阻止された事件ではなく、移転後の不平等扱いが移転の自由権を侵害することになるかという新しい問題点を提起していたのである。最高裁はこの問題を平等保護条項を適用することで解決した。憲法に明文規定が欠如しているから、移転の自由が問題になる時には憲法上の根拠が問題となる。従来その根拠規定としては、州際通商条項、憲法四条の特権免責条項などが求められてきた。⁽¹⁴⁾特権免責条項、修正一条、適正手続条項などが求められてきた。⁽¹⁵⁾が、平等保護条項が求められたのはこれがはじめてであった。⁽¹⁶⁾故に移転の自由に対する間接侵害に平等保護条項を適用し違憲

としたシャピロ判決は、画期的な判決として七〇年代の類似事件に大きな影響を与えていくのである。シャピロにおける定期間居住要件は、最近移転の自由権行使したということを理由として、新旧住民を福祉年金受給との関係で区分していた。すなわち居住一年以上の者には資格を認めるが、居住一年未満の者には資格を認めないという区分わけであった。その区分わけが許されるかどうかを判断するには、定期間居住要件を置いている州側の理由とこの要件との関係を審査することになる。このような要件の設定が許されるか否かは審査の厳格性の程度によって決つてくるが、シャピロは厳格な審査をすべきであるとしたのである。⁽²⁰⁾その理由は、移転の自由は憲法上認められる基本的な権利であるという点にあつた。そしてこののような基本的な権利行使した者に不利益を及ぼす効果を果していける部分はどれも、不可避的な州益を達成するために必要だということが立証されないかぎり、憲法違反であるとした上で本件では州側においてこの立証責任が果たされなかつたとするのである。

定期間居住要件に初めて平等保護条項を適用して最高裁が違憲判断を示してから、別の領域における多くの定期間居住要件の適憲性が裁判所で争われるようになる。それはまず、シャピロ事件と争点の類似性をもつ社会福祉給付領域へのシャピロ判決の適用から始り、次第にシャピロの他領域への適用の可否を

問うものへと展開されていく。社会福祉給付以外の領域としてはまず選挙権行使要件としての定期間居住要件がある。この分野では一九七〇年の投票権法二〇二条で、連邦議会が大統領、副大統領選挙資格としてすべての定期間居住要件を廃止した行為を合憲と判断した最高裁判決 (*Oregon v. Mitchell*)⁽²²⁾ がある。また一九七二年には州が投票権行使に定期間居住要件を課すこととを違憲とした判決 (*Dunn v. Blumstein* 資料②)⁽²³⁾ がある。これは選挙権行使に対し州へ一年、郡に三ヶ月居住にすることを求めていたものであり、この違憲判決はその後の下級審に大きな影響を与える。⁽²⁴⁾ ただ最高裁はその後、選挙人登録を選挙前五〇日で打ち切る規定を合憲とも判断している。⁽²⁵⁾ 最高裁はこの他にも無料医療を受ける要件としての定期間居住を違憲としている。⁽²⁶⁾ (*Memorial Hospital v. Maricopa County* 資料③)。その外、下級審段階では公営住宅入居要件、地方公務員雇用要件等の分野へもシャピロ判決は拡大していく傾向がみられる。⁽²⁷⁾ これに対し最高裁は、被選挙権行使についての定期間居住要件に対する支持を与えている。⁽²⁸⁾ また弁護士会への入会要件としての定期間居住要件にもシャピロ判決の適用を拒否している。⁽²⁹⁾ 授業料免除要件としての一年間の居住ということについても、下級審の合憲判断を簡単に支持している。⁽³⁰⁾ また離婚訴訟の提起要件としての一年間の居住要件

に対しては自ら合憲判断を示しているのである (*Sosna v. Iowa* 資料④)。⁽³¹⁾ このように最高裁を初めとする裁判所の定期間居住要件に対する憲法判断は、一様ではなく違憲合憲という判断の不統一性がみられる。すなわち裁判所は定期間居住要件というもののそれ自体をすべて違憲とは考えていないのである。このようないくつかの判断の分れはシャピロ判決そのものに起因するとも言える面があるのである。それはシャピロは、移転権という憲法上の基本権を侵害するに至るような定期間居住要件に基づく区分は違憲であるという一般的判断を示しつつも、この判断の適用範囲については脚注において本件争点への限定ということを暗示していたからである。その但し書中で、判決は定期間居住要件の中には移転の権利を侵害しないもの、すなわち憲法的に許されるものもありうるということを述べていた。しかし何がそれであるかについては何も言及しなかった。この発言がその後の判決に影響しているのである。すなわちシャピロ以降の裁判所は何が憲法的に許された要件で、何が許されない要件なのかを判別しなければならないという難作業を負わされることになったのである。

本稿においては、最高裁自身が定期間居住要件に正面から取り組んで判断を下した前述の四件を資料として取り上げ、その違憲合憲判断の分れをどう考えればよいのかを考察せんとする

ものである。この判断結果の相違は、適用された判断基準の違いにあるのか、それとも基準を同一にしながら判断の結果を異にしているのか。以下、こので適用された判断基準の性格について分析してみたい。

III、厳格審査の内容と適用要件

シャピロ、ダン、マリコペ郡の各違憲判決に適用された基準は、いざれも平等保護条項下における厳格審査基準といわれるものである。その基準の内容は次のようなものである。⁽³³⁾

(五路) ①不可避的州益 (compelling state interest) が存在する⁽³⁴⁾。これは国民間に区分を設けるを得ないとして主張されている理由、すなわち区分を正当化するために主張されている理由が、州益について述べており、かつその州益がどうしても達成されねばならない程強力 (compelling) なものであらねばならない⁽³⁵⁾といふのである。その主張されている州益は単に正当なもの (legitimate state interest) にあるだけでは不十分である。しかし何がこのような州益であるかについてはいまだ定義されたことはない。

②侵害性の最も少い手段の採用。不可避的州益の存在が立証された場合、次にこの州益を達成するために取られている手段 (すなわち国民を区分扱いするというふう) が憲法上の権利に

対する侵害性の最も少い手段であることが求められる。ゆえに法律上取られている区分より他にもっと侵害性の少い、しかも実行可能な手段があるとなると、当該手段の使用は許されないものとなる。すなわち当該手段の使用は、当該立法目的達成の上で必要がないと判断されるのである。言いかえれば必要性がないのに憲法上の権利を侵害しているということになるのである。ゆえにこれは必要性の要件とも呼ばれるものである。⁽³⁶⁾

③正確性の要件。区分を設けている法律は立法目的との関係で正確に作られていないければならない。正当な目的に資するようを作られていなければならぬことである。すなわち区分の適用対象が広すぎる (overinclusive) ものであっても狭すぎると (underinclusive) ものであってもならぬく、正に立法的に正確に適合した者だけを対象としているなくてはならないといふことである。

④立証責任の転換。州側に法律の合憲性の立証責任が課される。すなわち州は法律上の区分は不可避的州益を促進するために必要なものであるとこうとを立証しなければならないのである。

次にここで資料としてあげる、シャピロ、ダン、マリコペ・カウンティの各事件において、このような内容を持つ厳格審査がどのようになされているか簡単に見ておきたい。

シヤピロにおいては、区分に対する正当化理由として七つの州益があげられている。そのうちの三つについては憲法上政府によって達成されはならないと判定された。すなわち目的自体が不可避的なものでないどころか、正当性すらなく、憲法的に禁止されているものということなのである。これは厳格審査基準の第一要件が存在していないということなのである。憲法上許されないとされた州益は、州の財政保全のために貧困者の移住を阻止すること、より高率の給付を受けるということだけを目的として移住してくる者の移住を排除すること、並びに給付受給者の過去における納税面での貢献を理由に福祉給付の配分をすることの三つであった。貧困者の移住阻止だけが目的とする、これは憲法上認められている移転の自由という基本的権利の行使を侵害することだけが目的となっているがゆえに許されないとするのである。ここでは目的と手段との間には密接な関連性があるが、目的自体が許されないとされているのである。一般的に貧困者を排除することが許されないだけでなく、さらに移住の動機（高率給付の受給）を理由に一部貧困者を排除することも許されないとしているのである。いま一つ、過去の納税貢献度によって給付とか公機関からのサービスを配分することは、平等保護条項がまさに禁止していることであるとする。

残り四つの州益については正当性はあるが厳格審査に耐えうるだけの不可避的州益の水準に達していないとする。第一の福祉予算計画を容易にするという目的はまったく根拠なしとする。当該要件はこの目的のために使用されていないしまた使用する必要もないということである。すなわち州は別の仕方で予算見積りを行っているし、またその別手段で見積りが可能というこことである。当該手段により当該州益は何ら促進されていないということなのである。申請人が住民であるかを判定するという第二の目的についても実際にはこの目的は他の手段で果されているから、当該手段を取る必要性なしとする。第三の給付の詐欺的受領（二重受領）防止という目的についても、他のもつと侵害性の少い手段の利用が可能であるから当該手段の使用は必要なとしている。第四の貧困移住者が早急に労働力に加わることを助長するという目的については、この目的達成手段の適用対象が新来者のみに限定されており、旧住民は排除されているから、狭すぎるとする。

この後半の四つの州益に対する審査については、純粹な形での厳格審査といえるのか疑問な点がある。最高裁は四つの州益について正当ではあるが不可避的ではないという判断をしているのであるから、純粹な厳格審査をとったのであればそこからすぐ不可避的な州益の不在を理由に違憲とする判断を引き出せ

ば良いことになる。しかし最高裁は実際には、正当州益と手段との関連性審査をこと細かに行つたのである。正当州益を認定した上でそれと手段との関連性審査を行うのは、本来合理性テストの内容であつたが、その場合は正当州益と手段との間の一応の合理的関連性が考えられれば合憲とされるという非常にゆるい審査をその特徴としている。⁽³⁶⁾ 本件の場合は前述したごとく、合理的関連性の判断ではなく、正当州益に対する手段の必要性判断という大変厳格な審査を行つたのである。ゆえに外見において合理性テストに似通つてゐる面を持ちながらも、内容的には厳格審査の水準を保つていたと言える。もし最高裁がこれをも厳格審査の中に入れるという意図を持っていたのであれば、これによつて二種類の厳格審査基準を示したことになるという解釈も可能であろう。一つは州益が憲法上許されるものか、許されるとすれば不可避的なものかという立法の目的に対する厳格審査を行い、不可避的州益に対してのみ手段の必要性、正確性審査を行うというというものである。もう一つは不可避の州益でなくとも正当州益であれば、それに対する手段の必要性正確性審査が行われるものである。この二番目の厳格性テストは一番目のものよりややゆるい基準となる。

ダン事件における定期間居住要件正当化理由の第一は、投票における詐欺防止（いわゆる非住民による投票の防止）という

ことであつた。裁判所はこれについては正当で不可避的な州益と認定した上で、手段審査に移り、定期間居住要件はこの州益を達成する上で、すなわち居住の真実性を確認する手段としては、不必要と判定する。二重投票防止策としては別の手段が存在しているとするのである。今一つの手段審査は最近来た者は住民でないという絶対的推定を働かせている点に向けられる。⁽³⁷⁾ 居住一年未満の者は眞の住民でないという反証を許さない推定は事実に反する面があるとする。すなわち眞の住民性を判定するという目的に照らすと、定期間居住要件は新来者全員に課されているからその適用対象が広すぎ、ゆえに当該手段は目的に対する正確性を欠くとするのである。

また当該要件を正当化する第二の理由、即ち予備知識を持つた上で投票権行使を確保するという目的については、これを不可避的州益と認定した上で当該目的と当該手段との関係については、その手段の適用対象を新住民だけに限定していることから適用対象が狭すぎると判断する。定期間居住要件を満していない者は、選挙につきあまり情報を得ていないという反証を許さない推定をとつており、この推定を支える証拠の不在を指摘することで当該区分の不正確なることを判定する。

マリコパ・カウンティ事件において州が定期間居住要件を正当化せんとした理由は、病院施設の恩恵を得るということを唯

一の目的として移転してくる貧困者を阻止することによって無料医療計画の財政的安定性を保全するということであった。これに対して判決は、シャピロ判決の論理を適用して貧困者一般の排除並びに移転の動機を理由とする貧困者の排除は目的として許されないとする。そして今一つ、納税貢献度による新旧住民の区分も同じように理由自体許されないものとする。公立病院の使用を真の住民に限定するため、定期間居住要件を居住の真実性判定方法として使う必要性ありという主張に対しては、この目的を達成するためのものとしてはこの手段の適用対象が広すぎるということ、並びに移転の真意確認のためにはもっと侵害性の少い、すなわち移転権を侵害しないような手段を使用することが可能であると述べる。詐欺防止という目的に対してもより侵害性の少い別手段によって目的の達成が可能であるとする。

三件の中で行われている厳格審査の内容は以上のようなものであった。その特質は、まず第一に目的審査として、主張されている州益を憲法的に許されないもの、正当なもの、不可避的なものの三つに判別する。第二に、正当な州益と不可避的州益に対しては手段審査が行われる。その審査は目的に対する手段の必要性、正確性を求めるという厳しいものであった。この三件においては第一の目的審査については簡単に結論のみが示さ

れており、何が不可避的州益とされるのかその判断基準の内容を読みることはできない。手段審査の厳しさに比べると目的審査がどれ程厳格になされているのか確認できないので、ここでの厳格審査は手段審査の厳格性に重きが置かれているものと言えよう。

(適用要件) 右のような内容をもつ厳格審査はいつ適用されるのか。厳格審査における一番の問題点はこの適用要件をどう考えるか、ということである。最高裁判所は、区分自体の性格と区分が影響を与える個人の権利の性格とにより二種類の要件を定立してきた。第一は区分自体が違憲の疑いのあるもの(suspect classification)である場合であり、第二は区分によって侵害を受ける権利が憲法上の基本権(fundamental rights)である場合である。この二つのいずれかに該当すると判断が下されると厳格審査が適用される。これは一見明快な要件のように見えるが、何が違憲の疑いのある区分かは一義的に明白ではないがゆえに、厳格審査適用論は suspect の認定をめぐる争いへと展開されていくのである。このことは基本権についても同じことが言える。何が基本的権利かはこれまで争いのあるところで一義的に解決できない面があると同時に、その基本権を区分が侵害したという侵害の認定もまた難しい面を含んでいるのである。ここで取り上げた三件はいずれも、区分の基本権侵害を

理由として厳格審査を適用したものであった。ゆえにそこにはいずれも移転の権利を憲法上の基本的権利とみなす判断と、その基本的権利が定期間居住要件による区分によって侵害されたという判断とがみられるのである。

シャピロではまず移転権は憲法上の基本的権利であることを認める。そして争われている区分はこの基本的権利を最近行使したことを探して一定の住民に福祉年金の受給をみとめないといふものであるから、この給付拒絶は移転権という基本的権利を侵害するものであるとし、故に厳格審査を適用するとしているのである。すなわちここで取られている適用要件判断は、基本権を使用した結果、当該権利行使者に不利益が及ぼされるなら、その不利益扱いが基本権侵害となるということなのである。これは移転後の不利益扱いという基本権に対する間接的侵害をもって厳格審査適用理由としているのである。しかしこれについては二通りの解釈が可能である。すなわち移転という基本権に対する何らかの影響があればその影響の内容、程度とは無関係に基本権に対する侵害があつたとするのか、それとも影響の内容が社会福祉給付の拒否という正に生存に直結した重大なものであつたから移転権に対する侵害があつたとしているのかということである。前者であればそれは移転権の基本性を重視することからそれに対する一切の影響を侵害とみなし厳格審査

査を適用することになるから、その適用範囲は広くなる。後者の解釈の場合には、不利益扱いの内容如何によつて厳格審査の適用が左右されるから、その適用範囲は狭くなる可能性を含んでいる。この問題については、シャピロ判決はその脚注²¹で、判決効果の及ぶ範囲を次のように限定している。曰く「投票権資格、授業料免除資格、職業免許取得資格、狩猟漁業免許取得資格等を決める待ち期間要件、又は定期間居住要件の効力に関する見解を、当法廷意見は何ら包含するものではない。このような要件の中には一方で不可避的州益を促進しているものがあるかもしれないし、また他方で憲法上の州際移転権行使を侵害しないものもあるかもしれない」。と。この但し書きによつて、当判決が定期間居住要件をすべて移転権侵害になるものとは考えていないことが判明する。すなわち移転権に対する侵害判定は、移転後拒否された権利、利益の性格によつて決まる最高裁は考えていたとも解釈できるのである。しかしその侵害性判定基準についてはこの脚注によつても明らかになつてゐない。シャピロ以降の下級審はこの判定に苦しまなければならなくなるのである。

ダン判決はこの問題に対する全面的な解答を示してはいない。本件でも判決は州際移転権の基本的権利性、すなわちこの権利の行使には条件をつけてはならないということを強調した上で

このような権利を行使した者にのみそれを理由に不利益を課している法律は厳格審査すべきであるとしている。この主張は移転という基本的権利の行使に定期間居住要件が間接的影響を及ぼす場合には、その影響の内容を問わず、即、移転権という基本権の侵害となり、厳格審査の対象となるという広い適用要件論を述べているようにも読みとれる。しかし、この事件は移転権という基本権を行使した結果、これまた憲法上の基本的権利である投票権を拒絶された事件であった。そこで、すべての定期間居住要件が移転権侵害となるとは限らないとしていたシャピロ判決と一致するようにダン判決を解釈するなら、ダンは移転後拒否された権利が投票権という基本的権利であつたがゆえに、定期間居住要件は移転権を侵害すると判定したとも解釈できるのである。

これら二つの解釈のいずれが最高裁の立場かについては次のマリコペ・カウンティ判決が一つの解答を示したのである。それは後者の解釈を取ることであり、その理由としてマリコペ判決は、ダンにおいては「基本的政治権である投票権」が侵害され、シャピロでは「基本的な生活必需品」の拒絶があつたことを指摘する一方で、最高裁が低授業料支払を認める条件として課される定期間居住要件を憲法上許されるとしたプランディス判決では、「高等教育を受ける権利」が関係していたこと

とに言及する。当マリコペ・カウンティ判決はこれによつて、移転権に対する侵害判定は、移転後拒絶された権利、利益の性格によって決まるという解釈の根拠とする。しかし、拒絶された権利、利益がどのようなものであれば移転権侵害となるのか、その判別基準を明らかにしないままに、本件で拒絶された無料医療を受ける利益はシャピロで拒絶されたものと同性質のものであるから厳格審査を適用するという判断のみを示すに留つてゐる。

以上の考察より厳格審査適用要件は、定期間居住要件による区分が基本的権利に影響を与えていたりだけでは不十分で、どのような性格をもつたどの程度の影響が及ぶのかを個々に判断して決めなければならないところが明らかとなつたのである。

- (1) Shapiro v Thompson, 394 US 618 (1969).
- (2) Memorial Hospital v Maricopa County, 415 US 250 (1974).
- (3) King v New Rochelle Municipal Housing Authority, 442 F. 2d 646; Cole v Housing Authority, 435 F. 2d 807 (1970).
- (4) Starns v Malkerson, 326 F. Supp 234 (1970), 401 US 985 (1971); Vlandis v Kline, 412 US 441 (1973).
- (5) Dunn v Blumstein, 405 US 330 (1972).
- (6) Welford v Battaglia, 485 F. 2d 1151 (1973); Green v McKeon, 468 F. 2d 883 (1972).

(7) *Suffling v BonDurant*, 339 F. Supp 257; *Rose v BonDurant*, 409 US 1020 (1972).

(8) *Sosna v Iowa*, 419 US 393 (1975).

(9) *Krzewinski v Kugler*, 338 F. Supp 492 (1972).

(10) 久遠く誠へ要件の問題として、民事訴訟に立候被訴事件はカリコアルリト、ハーマーク等が五年間の居住、ハーマーク等が五年の居住を求めてゐる。 (Thomas R. McCoy, *Recent Equal Protection Decisions—Fundamental Right to Travel or “Ne-wcomers” as a Suspect Class?*, 28 VANDERBILT L.REV., 987, 1020, n.134(1975)).

(11) *Shapiro, supra*, 22 L.Ed. 2d 614; McKoy, *supra*, 1019.

(12) *Passenger Cases*, 48 US 283, 492 (1849) (Tany C. J. dissenting); *Grandall v Nevada*, 73 US 35, 49 (1868); *Ward v Maryland*, 79 US 418 (1871); *Edwards v California*, 314 US 160 (1941); Note, *A Strict Scrutiny of the Right to Travel*, 22 UCLA L. REV. 1129, 1130-1132 (1975); Boudin, *The Constitutional Right to Travel*, 56 COLUM. L. REV. 47 (1956).

(13) ハーマークや移転の権利 (Right to Travel) の権利を規定する内容は11つに分類される。第1は移転の自由権 (Right of Free Movement of Transient) ハーマーク等の旅行の自由、ハーマーク等の自身自身の居住所との結びつきを絶たず、短期間他所へ立入る難在する自由である。第2は移転、居住の自由権 (Right to Migrate and Resettle) ハーマーク等の自己の移転権である。

(14) 住民として居住する権利である。 (Notes, *Durational Residence Requirements From Shapiro Through Sosna: The*

Right To Travel Takes a New Turn, 50 NEW YORK UNIV. L. REV. 622, 676-677, (1975))。堅決して110の内容は憲法上の対象となるべき団体から排除される権利 (Right to Settle or Right not to be “fenced out” of a community) ハーマークのを拒む場合である (*ibid*, 676, n. 327)。ハーマーク事件をはじめとする一連の定期間居住要件に関する事件つまりの第11の内容の移転権行使が問題となるのである。

(15) *Edwards v California*, 314 US 160 (1941); *Helson & Randolph v Kentucky*, 279 US 245 (1929); *Crandall v Nevada*, 73 US 35 (1868) (Clifford J., concurring)

(16) *Ward v Maryland*, 79 US 418 (1871); *Paul v Virginia* 75 US 168 (1869).

(17) *Crandall v Nevada*, 73 US 35 (1868); *Edwards v California*, 314 US 160, 177 (1941) (Douglas, J., concurring).

(18) *Aptheker v Secretary of State*, 378 US 500, 517 (1964).

(19) *Shapiro v Thompson*, 394 US 618, 671 (1969) (Harlan, J., dissenting); *Zemel v Rusk*, 381 US 1, 14 (1965).

(20) 移転権の憲法上の根拠を含む解釈立てる。 Note, *A Strict Scrutiny of the Right to Travel*, *supra*, at 1140-1145. を参照。

(21) 移転権をハーマークのが憲法の上の条文による保護されるが、ハーマークの保護された対象者は広範 (市民たしからおそれぬ全員の人々) が生ずる。 (2) 司法審査の基準が異なっている (すなわち裁判所による保護の程度が異なる) から11の相違が生ずる。 (*ibid*, 1143)。

(22) *Butler v Breyer*, 355 F. Supp. 405 (1972); *Baxter v Birkins*, 311 F. Supp. 222 (1970); *Passmore v Birkins*, 311 F.

Supp. 588 (1969); Sheard v Department of Social Welfare, 310 F. Supp. 544 (1969); Notes, *Durational Residence Requirements, supra*, note 13 at 633-634, notes 70-77; Note, *Residency Requirement after Shapiro*, 70 COLUM. L. REV. 134 (1970).

(22) 400 US 112 (1970).

(23) 405 US 300 (1972), 久松田の説 [1974-1] を参考。

(24) Graham v Waller, 343 F. Supp. 1 (1972); Smith v Cilmer, 341 F. Supp. 123 (1972); Meyers v Jackson, 390 F. Supp. 37 (1975); Fisher v Herseth, 374 F. Supp. 754 (1974); Hinnant v Sibesta, 363 F. Supp. 398 (1973); Notes, *Durational Residence Requirements, supra*, at 635-636, notes 91-93.

(25) Burns v Forston, 410 US 686 (1973); Martson v Lewis, 410 US 679 (1973); 415 US 250 (1974).

(26) Notes, *Durational Residence Requirements, supra*, at 636, notes 95, 96, 97; Notes, *Municipal Employee Residency Requirements and Equal Protection*, 84 YALE L. J. 1684 (1975).

(27) Sununu v Stark, 420 US 598 (1975); Kanapaux v Ellisor, 419 US 891; Chimento v Stark, 414 US 802; Hadnott v Amos, 401 US 968 (1971). ① 移転権侵害 (Wellford v Battaglia, 485 F. 2d 1151 (1973)) ② 公職立候補の立候補権を認めた (Cowan v City of Aspen, 509 P. 2d 1269, 1272 (Colo. 1973)). ③ 有効な投票権をもつた (1970).

「投票権の保護」 並等保護 (1)

アーヴィング選舉人の基本権を侵害した (Alexander v Kammer, 363 F. Supp. 324 (1973))、④ 訴訟、陪審の自由を侵害 (Headlee v Franklin County Bd. of Elections, 368 F. Supp. 999 (1973) + ⑤ 久松田の説が適用)。

(28) Rose v Bondurant, 409 US 1020 (1972); Suffling v Bondurant, 339 F. Supp. 257, 1級審の棄訴決定によるもの。 Lipman v Van Zant, 329 F. Supp. 391 (1971); Webster v Wofford, 321 F. Supp. 1259 (1970) を参考。注、 *Note, The Constitutionality of State Residency Requirements for Admission to the Bar*, 71 MICH. L. REV. 838 (1973); Notes, *Durational Residence Requirements, supra*, at 645-649.

(29) Starns v Malkerson, 326 F. Supp. 234 (1970), 401 US 985 (1971). ① 久松田の説 ② 1級審棄訴 (Larsen v Board of Regents, 363 F. Supp. 677 (1973); Hayes v Bd. of Regents, 362 F. Supp. 1172 (1973); Weaver v Kelton, 357 F. Supp. 1106 (1973) を参考) (ibid., 650, n. 166).

(30) 419 US 393 (1975). ③ ④ ⑤ 1級審が下されたが 1級裁判所よりの上告によって棄訴を適用して 1級審棄訴の結果違憲判決となりた。 Larsen v Gallogly, 361 F. Supp. 305 (1973) vacated, 420 US 904 (1975); Mon Chi Heung Au v Lum, 360 F. Supp. 219 (1973) rev'd, 512 F. 2d 430 (1975); Shiffman v Askew, 359 F. Supp. 1225 (1973), aff'd sub nom. Makres v Askew, 500 F. 2d 577 (1974); Wymelenberg v Syman, 328 F. Supp. 1353 (1971). ④ 久松田の説 Notes, *Durational Residence Requirements, supra*, at 656-667; Note, *Durational Residence Requirements for Divorce*, 123 UNI.

VERSITY OF PENNSYLVANIA LAW REVIEW 187
(1974) 46(2).

- (32) Shapiro v Thompson, 394 US 618, 638, note 21.

- (33) *Development in the Law—Equal Protection*, 82 HARV. L. REV. 1065, 1077, 1101; Notes, *Durational Residence Requirements from Shapiro through Sosa: The Right to Travel Takes a New Turn*, 50 N. Y. U. L. REV. 622, 624-626;

Case Comments, *Newark Continued Bona Fide Residency Requirement Upheld*, 28 RUTGERS LAW REVIEW 428,

431-434 (1974); Notes, *One Year Residency Requirement for Divorce is Constitutional*, 1975 WISCONSIN L. REV. 875, 879-879; Note, *The Decline and Fall of the New Equal Protection: A Polemical Approach* 58 VA. L. REV. 1489,

1492 (1972); Gunther, CONSTITUTIONAL LAW; Cases and Materials, 9 th. ed. (The Foundation Press 1975) pp.657-897; Tussman & The Broek, *The Equal Protection of the Law*, 37 CALIF. L. REV. 341, 348-53 (1949).

- (34) リバードリーグラント “Compelling” と非難する者もいるが、団体の安全 (National Security) (Korematsu v United States, 323 US 214, 217-18 (1941); Hirabayashi v United States, 320 US 81, 100-01 (1943))、憲政的穩定 (Stability of State Political System) (American Party v White, 415 US 767, 782 n. 14 (1974); Storer v Brown, 415 US 724, 736 (1974))、出産前から出産後までの母体の健康、児童の生活を保護する (Roe v. Wade, 410 US 113, 163 (1973))、人権を尊重する (Note, *Durational Residence Requirements, supra* note 33, at 625 n. 16.)

資料① アメリカの平等保護

Shapiro v. Thompson (No. 9); Washington v. Legrant (No. 33); Reynolds v. Smith (No. 34) 394 US 618 (1969).

アーヴィング・ラーナー判事が法廷意見を述べた。
この二件の上告事件が巡回法廷による再審査を求めて上告されたものである (392 US 920 (1968))。各事件とも連邦地裁判決の違憲判決に対する上告事件である。各判決は生活扶助申請に先立つて、少なくとも1年間当該各地域に居住してからいた住民に対し生活保護を認めないとして、その州法がたゞひと箇所の地区法を違憲と判定したものである。巡回法廷はこれら二件における地裁判決を確認するものである。

No. 9 軍事ではコネチカット州厚生省はコネチカット州

(35) Note, *The Less Restrictive Alternative in Constitutional Adjudication: An Analysis, a Justification, and Some Criticism*, 27 VAND. L. REV. 971, 996-1006 (1974).

(36) McGowan v Maryland, 366 US 420, 425-26 (1961).

(37) 「規定の権利」——アメリカ最高裁判所(一九七一—一九七五)——同志社トマスカ研究13号1頁 (一九七七年) 指る。Note, *The Less Restrictive Alternative, supra* note 35, at 985-989.

一般法 § 17-2d を援用して、扶養児童をもつ家庭に対する援助 (AFDC) 計画にむかへて被上告人 Vivian Marie Thompson の扶助申請を拒絶した。彼女は十九歳で一児の未婚の母であり、彼女がハートフォードの住民である自分の母親と同居するため一九六六年六月マサチューセッツ州ドウチニスターからコネティカット州ハートフォードへ住所を移転したとき第二子を懷妊していた。彼女の母親が彼女と彼女の息子をもばや扶養できなくなつた一九六六年八月、彼女はハートフォード内に自分自身のアパートを借りそこへ引越した。妊娠していたため彼女は働くことができなかつたし、また職業訓練所へ入るゝもわざなかつた。彼女の AFDC 扶助申請は八月に提出され、十一月前記州法 § 17-2d により定められているように彼女がこの申請提出に先立ち一年間同州に居住していなかつたという理由だけで拒否された。彼女はコネティカット地区管轄の連邦地裁へ本件訴訟を提起した。地裁合議法廷は § 17-2d を憲法違反と判定した。一名の判事が反対意見を述べてゐる (270 F Supp 331 (1967))。多数意見は、待ち期間の要件は「移転する権利を抑圧する効果を果してゐる」が故に憲法違反であると判断した (Id., at 336)。多数意見はまた当該条項は修正十四条の平等保護条項を犯している、なぜなら居住一年未満の州住民に救済を拒絶することは許された目的に基づいているのでは

なく、「コネティカット州がばくあらと明言してゐぬまつた」「扶助を必要としてやつて来る者の入国を思ふともあらせる」とによって州の財政を守るためにのみ考え出されたものであるからであるという判断をも示した (Id., at 336-337)。当法廷は本件に対する管轄権をもつむると判定した (389 US 1032 (1968))。

No. 33 事件には四名の被上告人がいる。そのうちの三名、被上告人 Harrell, Brown, Legrant は AFDC 援助を申請して拒絶された。第四番目の被上告人 Barley は永久完全障害に対する援助 (Aid to the Permanently and Totally Disabled) 計画にもとづき扶助申請をして拒絶された。各事件における拒絶は、申請人がコロンビア地区法典 § 3-203 により要請されるように申請提出に先立つ一年間コロンビア地区に居住していなかつたという理由によるものであった。

被上告人 Minnie Harrell (現在すでに死去) は一九六六年九月、三人の子供をつれてニューヨークからウォシントンへ移転してきた。彼女はガンにかかっていたので、ウォシントンに住んでいた彼女の家族と同居するために移転しておいたのであった。

被上告人 Barley は以前コロンビア地区の住民であったが一年に救済を拒絶することは許された目的に基づいているのでは

院へ精神病で収容された。それ以来彼女はその病院に入院していたが、一九六五年彼女は退院資格ありと判定され、彼女を病院から世話を引き受けた家庭へ移す計画が立てられた。しかしこの計画は Mrs. Barley が生活費として生活扶助を受けることを条件としていた。永久完全身障者援助計画にもとづく彼女の扶助申請は、一年という居住要件を満たしているかを判定するに際して彼女が病院で過した年月は計算されなかつたので拒絶された。

被上告人 Brown は彼女の母と彼女の三人の子供のうちの二人と一緒にアーカンサス州、フォートスマスに住んでいた。彼女の第三子はコロンビア地区で被上告人 Brown の父親と共に住んでいた。彼女の母親がフォートスマスからオクラホマへ移転した時、被上告人 Brown は一九六六年二月彼女が子供時代に住んでいたコロンビア地区へ帰った。彼女の AFDC 申請は同地区で彼女の父親と住んでいた子供に対する扶助を求めるかぎり承認されたが、他の二人の子供に対する扶助に関するかぎりにおいて拒絶された。

被上告人 Legrant は彼女の二人の子供と共に、彼女の母親の死後一九六七年三月サウス・カラライナからコロンビア地区へ移転してきた。彼女はワシントンで弟妹と一緒に住む計画であった。彼女が一九六七年七月 AFDC 扶助を申請し拒絶され

たとき彼女は妊娠しており病氣でもあつた。

これらの事件は統合審理されることになり地裁の合議法廷が事件を取り扱つた。同法廷は § 2-203 を違憲と判断した。一名の判事が反対意見を述べていふ (279 F Supp 22 (1967))。多数意見の判断は一年という居住要件は、修正五条の適正手続条項により保護されている平等保護を受ける権利を拒否しているので違憲であるという根拠によるものであつた。当法廷は本件に対する管轄権ありと判断した (390 US 940 (1968))。

No. 34 の事件における一人の被上告人、Smith & Foster は、ペンシルベニア福祉法 (Pennsylvania Welfare Code) § 432 (b) による要請、すなわち申請に先立つ一年間ペンシルベニア州住民であつたことを満たしていないという理由だけで AFDC 援助を拒絶された。被上告人 Smith と彼女の幼い五人の子供は一九六六年十二月デラウェアから彼女の父親が住んでいるベンシルベニア州フィラデルフィアへ移転した。彼女の父親は失業するまで数ヶ月間彼女と彼女の子供を扶養した。被上告人はそこで AFDC 援助を申請し、この扶助が打ち切られるまでに二度に渡り小切手を受け取つた。被上告人 Foster は一九五三年から六五年までベンシルベニアに住んだ後、彼女の祖父と病弱な祖母の世話をするために四人の子供と一緒にサウスカラライナへ移転し、一九六七年にペンシルベニアへ帰つてき

た。ペンシルバニア東部地区管轄の連邦地裁合議法廷は一名の判事の反対はあつたが § 432 (b) を違憲と判断した (277 F Supp 65 (1967))。多数意見は待ち期間の要件により作られる区分は「合理的理由がない」または「正当な目的」を持つものでもないがゆえに平等保護条項を犯していると判断した (Id., at 67)。

多数意見はさらにこの法律の目的が「同州へ貧困な人々が移転していく」とに対する障壁を作ることであつたり、または彼らが同州へ入ったのち早急に立去らせる」とあるなら、この目的は「明らかに不当なものでかつて」のよう目的を達成することは明らかに許されないとする。このように特に言及していた (Id., at 67-68)。当法廷は本件に対する管轄権ありと判断した (390 US 940 (1968))。

II

各事件における待ち期間の要件の果している効果は、住民の中二種類の貧困家庭を作り出すことである。この二つのものは一方がこの地域に一年以上居住している住民から構成され、

他方がこの地域に一年未満しか居住していない者から構成されている以外は、全く同じものであることに争いの余地はない。この唯一の相違点を理由にして第一のクラスに属する者は生活扶助が認められ、第二のクラスに属する者には拒否されるのである。これら家族が食糧とか雨露をしのぐ場所とかその他の生活必需品というような、まさに生存するまでの手段を獲得できるかはこの生活扶助によって決ることなのである。各事件において連邦地方裁判所はこれら被上告人達はこの地域に居住する上で基準を満たしていだし、同時に生活扶助申請に先立って丸一年居住するという要件をのぞけば、他のすべての資格要件を満たしていると判定した。当上告審における被告人らの中心的主張は、居住一年以下の住民に対し生活扶助給付をすることを制定法上禁止することは、彼らに法の平等保護を拒否するような許されない差別となる区分を作り出しているといふことである。当法廷はこの主張に同意するものである。この区分によって促進されると上告人が主張している利益は、憲法上政府によって促進されなければならないものであるか、あるいは政府の利益となるにしても政府が強いて保護しなければならないほどのものでもないと判断する。

III

上告人は第一に待ち期間の要件を州の公的扶助計画に要する財政的安定を保全するための保護策であるとして正当化している。州に居住している最初の一年間に生活扶助を必要とする人々はその後ずっと州の福祉計画に対する負担となるのであると主張している。従つてこのような人々が第一年目において扶助給付を拒否されることで同州に移転していくことを阻止でき

「定期間居住要件」と平等保護（1）

同志社法學 二九卷1号 1111 (1170)

るにすれば、州が長期滞在の住民を援助する計画は、貧困な新来者が相当数流入していくことによって損われなくなるであろうとの主張は展開されているのである。

現在または将来において救済を必要としている貧困者をこの州から排除することが、これら法律条項の特定された目的であつたことについては有力な証拠が存在している。連邦議会においてすべての居住要件を撤廃する連邦法を提案した者は、州や地方政府の福祉関係機関代表者によつて一貫して反対されてきた。彼らはこのような要件を撤廃すればむづとも多くの給付を行つてくる州に多量の人々が入ってくるという結果を招くであつた。彼らの懸念を強調したのである。（参照。e. g., Hearings on H. R. 10032 before the House Committee on Ways and Means, 87th Cong., 2d Sess., 309-310, 644 (1962); Hearings on H. R. 6000 before the Senate Committee on Finance, 81st Cong., 2d Sess., 324-327 (1950)）。

コネティカット州におけるこの要件を課そうと提案した者は賛成意見の中で次のように述べた。「私はコネティカット州が同州にやって来る者すべてに対し、経済への貢献能力に関係なし、即金を払つた上で永久に所得を与へしらるゝの為に、同州への無制限の移住が起るゝことを許してはいけないんだよな」、「あたやかくあどもだらん馬鹿」(H. B. 82, Connecticut

General Assembly House Proceedings, February Special Session, 1965, Vol. II, pt 7, p. 3504)。マンシルバリア州においては、この一年間の要件を決定した直後に法務長官が当該一年間の要件を厳格に解釈する見解を出した。その理由は「厳格解釈以外の他のいかなる解釈をとっても他州の扶養者をわが州に魅きつけるために役立つことになる」(1937-38 Official Opinions of the Attorney General, No. 240, p. 110) である。ロコノニア地区の事件においては、§ 3-203 は他所で入手できるよりも多く多くの公的扶助を求める人々の流入から同地区を守るためにものであるという理由で、連邦地裁でも当法廷でもその合憲性が率直に弁護された。

当法廷は一年の待ち期間要件が保護を必要としている貧困家庭の流入を阻止するのに充分適した方策であるということを疑うものではない。移転して再定住し、新しい職をみつけ、新しい人生を始めたいと願つている貧困者は、もし必要性がもつとも大きこと考えられる移住第一年目に州の生活扶助に頼れないまま移転するという危険をおかさねばならぬということを知れば、明らかに躊躇するであろう。しかし貧困な人々が同州に移住するゝことを禁止しているこの目的は憲法上許されないものである。

当法廷はかなり以前、わが連邦国家の性格とわが憲法の人身

の自由の概念とにより、すべての市民は移転に対し不合理的な規制を課している法規によって禁止される」となく、わが国のはずれの地へも移転する自由を持つといふことを承認したのである。」の立場は早い時期に *Passenger Cases*, 7 How 283, 492 (1849) において Taney 首席判事によつて述べられたといふである。曰く「この連邦政府を形成した偉大な目的のためにには、われわれは共通の国家を持った一つの国民たるべきである。われわれはすべて合衆国々民である。同じ共同体の構成員としてわれわれは、われわれ自身の州内におけると同じよう自由に、妨害されることなく、この共同体のあらゆる場所へ行き来する権利を享受すべきである」と。

当法廷は州間を移転するこの権利の根拠を特定の憲法条文に負わせようとしたのである。それは Stewart 判事が United States v. Guest, 383 U.S. 745, 757-758 (1966) の法廷意見で述べたように次のような意見を引用することで充分なのである。すなわち「一州から他州へ移転する憲法上の権利は、わが連邦国家の概念に不可欠の場を占めている。これは確固として確立され、かつ承認されて来た権利である。」「この権利は憲法中に明文で述べられているものではない。その理由としては非常に基本的な権利は憲法が創設した強力な連邦にとって不可欠の付属物であると最初から考えられていたと言われてきた。

ともかく合衆国内を移転する自由は長い間憲法下における基本的権利と考えられて來たのである。」

したがつて貧困者の移動を阻止するという目的は、一年間という待ち期間によって作り出される区分に対する正当化理由としては成り立たない。なぜならこの目的は憲法上許されないのであるからなのである。もし法律が「憲法上の権利を行使しようとする者に不利益を及ぼすことにより、憲法上の権利の主張を冷却させ」と以外になんらの目的をも持っていないとすれば、「この法律は明らかに憲法違反なのである」(United States v. Jackson, 390 U.S. 570 (1968))。

他方上告人は、州の貧困者の移住を阻止しようとする行為がたとえ許されないとしても、本件で問題となつてゐる区分はより多くの給付を得ようという理由だけで当該州に移住しようとする貧困者を州が阻止しようとするためのもので、この行為は許される行為であるとして正当化論を展開している。当法廷はまず第一に、日下審理している制定法のどれをとってもこのような目的を達成するためを作られているとは考へない。それどころかこの禁止は新来者全員に一律に及んでゐるのである。すなわちそれは他の目的で当該州へやつてくる大多数の者と、より高率の給付を得るという目的だけで來る者とを一様に取り扱つてゐるのである。したがつて実際の法の執行に際しては、

当該三州の法律は生活扶助を居住第一年目に申請する者はすべて、より高率の給付を得るという理由だけで当該州へやつきてたという実際上反証を許さない推定といえるものを定立したことになるのである。しかし事实上各州の訴訟記録のいずれの中にもこのような推定に根拠を与えるようなものは何も存在していない。

もつと基本的な点から述べるなら州は貧困者を一般的に排除しようとしてはならないと同様に、より高率の生活保護給付を求めている貧困者をも排除しようとしてはならないのである。このような区分の中にはより高率の保護給付を得たいとして州へやってくる貧困者は、このようなことを考慮に入れていない貧困者より給付を受ける資格にいささか欠けるという考えが暗に示されているのである。しかし当法廷は自分と子供達のために新しい生活を始めようとを考えている母親が、ある州の公的扶助の水準について考慮しているということを理由にして、なぜいくぶん資格に欠けると見なされるべきなのか理解できない。このような母親はより優れた教育施設を利用するため特定の州に移転してくる母親と同じように資格を有していることは言うまでもないことであろう。

上告人はさらに今問題となっている区分を、税の支払いを通して共同体に対してなした貢献度を理由に、新しい住民と古い

住民とを区別しようとするものとして正当化できると主張している。だが当法廷は生活保護を受ける資格を有している長期の住民が最近やつてきた貧困住民よりも、税の面において当該州に対しより多くの貢献をいかにして現在なしているのか理解しがたい。もしこの主張が過去において長期滞在の住民によりなされた貢献度にもとづくものとすれば、事実問題としてこの主張は待ち期間を理由に公的扶助を拒否された者の約四十ペーセントが、当該州に以前に長く住んだことのある者という記録が出ていたベンシルバニア州に適用可能かどうかということが問題となろう。しかし当法廷はこれら諸事件の特定の事実に依拠する必要はない。上告人のような考え方を論理的に進めていくと、州が新しい住民に学校とか公園とか図書館を使用することを禁止したり、彼らから警察や消防署の保護を剥奪することを許すことにもなるであろう。実際このような考え方は、州がその住民の過去における納税の貢献度に従ってすべての給付と公的機関からの便益を配分することを許すことになろう。平等保護条項は州の公的機関からの便益をこのように配分することを禁止しているのである。

当法廷は、州はその企画の財政的安定を保持するという有効な利益を有していることを認めるものである。州はそれが公的扶助のためにあれ、公立学校教育のためにあれ、またはその他

の企画のためであれ、その支出に対し理にかなった制約を行つてもよい。

しかし州は州民の間に許されない区分を設けることによつてこのような目的を達成してはならないのである。たとえば州は貧困者の子弟を学校から排除することによつて学校教育に対する支出費を削減することはできないのである。同様にいま審理している事件においては新しい住民に生活保護給付を拒否する理由として財源節約ということを立証するだけでは不十分であり、それ以上の理由を証明しなければならないのである。福祉年金の支出費を節約するということでは、他の点において許されない区分となつてゐる行為を正当化することはできないのである。

要約すれば貧困者が当該州へ移住するのを防止するこゝも、福祉年金給付を当該州に貢献しているとみなされる者に限定するなどもちらも憲法的に許された州の目的ではないのである。

IV

上告人は次に正当化理由として、当該待期間の要件によつて達成されると言われている行政目的並びに関連した政府の目的を展開している。すなわち上告人は当該要件は(1)福祉予算の計画を容易にする。(2)客観的な居住基準を提供する。(3)年金受給者が一つの州以上にまたがつて詐欺的に年金を受給する機会を

最小限に留める。(4)新しい住民が早く労働力に加わることを助長すると述べてゐる。

当法廷は、上告人が待ち期間とこれら四つの明らかに許された州の目的との間の合理的関連性を立証するだけでこの区分を正当化する上で十分であると主張している点を、受け入れられないといふことをまず第一に述べておきたい。(参照 Lindsley v. Natural Carbonic Gas Co., 220 U. S. 61, 78 (1911); Flemming v. Nestor, 363 U. S. 603, 611 (1960); McGowan v. Maryland, 366 U. S. 420, 426 (1961))。待ち期間条項は他の点で資格を有してゐる申請人に対し、彼らが最近当該地区に移転してきたという理由だけで福祉年金給付を拒絶しているのである。だが州から州ぐく、または州からヨローニ比亚地区へ移転するに際し被上告人達は憲法上の権利を行使していたのである。そしてこの権利行使した者に不利益を及ぼす効果を果す区分はどれでも政府の不可避的利益を促進する上で必要であると言つことが立証されなければ憲法違反である。(比較参照、Skinner v. Oklahoma, 316 US 535, 541 (1942); Korematsu v. United States, 323 US 214, 216 (1944); Bates v. Little Rock, 361 US 516, 524 (1960); Sherbert v. Verner, 374 US 398, 406 (1963))。

待ち期間の要件を課すところが予算の予測を容易にあら

という主張はまったく根拠のないものである。これら三つの事件すべての訴訟記録は、州またはコロンビア地区が実際ににおいてこの一年間という要件を当該予算年度内に生活扶助を必要とする国民の数を予測する手段として使っているという証拠をまったく欠いているのである。上告人の誰をとっても新住民についての調査をしたり、一年以内に州に新しくやつてきた者の数を明らかにするその他のデータを収集している者はいないのである。また新しくやってくる者は社会福祉保護を彼らが必要としているということについて前もって通告するよう求められていないのである。したがって社会福祉機関はある年度に何名の新住民が当該州に移住したかを知ることができないのであるから、ましていわんやそれらの者のうちの何名が公的扶助を必要としているかについて知ることはできないのである。このような状況においては、一年間の待ち期間の要件が福祉予算をより予測可能にするという目的に役立っているという主張には明らかに根拠が存在しないのである。コネティカット州ならびにペンシルバニア州においては、一年間の待ち期間の要件は予算見積りと無関係であるということがさらに次ののような事実によつても裏付けられるのである。それはこれらの州においては新しい住民のある者に対しては一時的ではあるが部分的な扶助が与えられており、また互恵協定にもとづいて新しい住民のある

者には完全な扶助が与えられているという事実である。最後に一年間の待ち期間要件というものが予算見積りという目的のために使用されているという主張は、この要件がまた長期在住の住民である申請人で多額の社会福祉給付を受領する者には課されていないという事実によって明らかに誤まりであることが立証されているのである。手短かに言えばこれらの州は予算を見積るために一年間の待ち期間要件以外の方法によっているのである。No. 34 の事件においてペンシルバニア州生活保護政策並びに基準局局長が次のような証言をしている。すなわちペンシルバニア州並びに他の州における経験にもとづいて当該局は一年間の要件を廃止した場合にどの位の経費がかかるかをすでに算定したということ、ならびに規則の他の変更から生ずる経費の見積もりは非常に正確に算定できることが証明されたと証言しているのである。

待ち期間は居住判定をするための行政上有効な測定法として役立っているという主張も審査に耐ええないものである。居住要件と一年の待ち期間要件とはこれら当該事件の三つの法律の下で扶助をうけるうえでの別々の独立した先行要件なのであり、従つて各要件判定に関連する事実は社会福祉関係当局により直接吟味されるのである。申請を認めるに先立つて社会福祉機関は申請者の雇用関係、住宅状況、家族状況を調べ、そして、こ

の取り調べの過程で必然的に当該申請人は住民であるかどうかを判定するうえでの根拠となる事実を探知するのである。同様に、州は給付を詐欺的に受領することに対する防止策として一年間の待ち期間を使用する必要はないのである。

何故ならこのような危険を最小にするために、もっと侵害度の少い手段を利用したり採択できるからである。新来者、長期滞在住民を問わず、どのような申請人によるものであれ、詐欺を防止するという有効な利益を州が有していることはもちろんのことである。しかし現在行われている社会福祉機関による調査がこの詐欺問題に関連した事実の調査を含んでいることについては否定されていない。さらに州の社会福祉省間の協力も一般に行われているところである。例えばコロンビア地区は待ち期間を採用している州へ移転した同地区の元住民に対し暫定的扶助を出しているのである。当然のことながらコロンビア地区的係官は、扶助受給者の新しい居住地にある社会福祉機関へ手紙を出して「扶助を続けるために必要とされる情報を求めて」いるのである。同じような手続は二重支払いの危険に対する有効な防止策となるであろう。二重支払いは手紙とか電話で防ぐことができるから、このよう目的を、ある年度の全期間、貧困なる新住民全員に対し扶助を拒否するという緻密性を欠くやり方で達成しようとするることは合理性を欠くものである。

「定期間居住要件」と平等保護（一）

ペンシルバニア州は一年間の待ち期間は新住民が早急に労働力を加わることを助長する手段として正当化されると述べている。しかしこの論理からすれば同時に同州の長期滞在住民に対しても同じ待ち期間を求めねばならないことになろう。雇用を助長するという州の目的は一年間の待ち期間という規制を新住民に対してのみ課す合理的根拠を提供していないのである。

以上の点よりして当法廷は、これら事件の上告人達は一年間の待ち期間要件を州が主張しているような政府の目的のためには使用していないし、また使用する必要もないものと判断する。この故に一年間居住していたかどうかに従って申請人を区分することは、伝統的な平等保護基準の下においてさえ合理性を欠きたがって憲法違反と考えるものである。もちろんのことながら伝統的基準の適用は本件の諸事件ではなされない。本件での区分は州間の移転という基本的権利に触れるものであるから、その合憲性は当該区分が州の不可避的利益を促進するものであるかどうかというようなより厳格な基準によって判断されねばならないのである。この基準に照らすと当該待ち期間の要件は明らかに平等保護条項を侵しているのである。

V

しかしこネティカット州とペンシルバニア州は、待ち期間に対する憲法的異議申し立は根拠がないと主張している。その理

由として連邦議会が共同基金による AFDC 計画の一部として州によるこの要件の付加を明らかに承認したことをおげている。

一九三五年社会福祉法 (Social Security Act of 1935) の改正法 402 (b) 条 (42 USC § 602 (b)) は次のように定めている。「担当長官は本条(a)項に定められている条件を満たす州の援助計画については以下の場合を除いていずれも承認しなければならない。例外として不承認できる場合は、扶養児童を抱えた家庭の扶助受給条件として、以下の二つに該当する州在住の子供に関し扶助を拒否する居住要件を定める制度の場合である。

その児童とは(1)このような扶助申請に先立つ一年間、州に在住していた者、又は(2)子供が生活を共にしている両親もしくは他の縁者が出生に先立つ一年間州に在住していた場合に、申請に先立つ一年以内に生れた子供をさす。」

文面からしてこの規定は一年間という居住要件を承認してもいいないし、ましていわんやこのような要件を定めたものでもない。同条項は単に衛生、教育、福祉担当長官に対し州の提出する計画がこののような要件を含んでいることを理由にしてそれを不承認することのないよう支持しているにすぎない。連邦議会が各州を AFDC 計画に参加させるためにこのような条項を制定したという主張は、同条項の立法過程をみると完全に誤りであることが明らかとなる。同条項の立法過程を見ると、連邦議

会は長期に渡る居住要件がもたらす難点を緩和する為に同条項を制定したことが明らかとなる。州の計画中にあるこのようないく、むしろ同条項は給付支払の条件として過度の居住要件の法定を主張している州に対して、連邦基金の援助を拒否するため連邦議会によってとられた手段であった。

社会福祉法通過一年前においては扶養児童援助計画を行っていた四十五州のうちの二十州が、二年からそれ以上の期間州に在住するという要件を課していた。他の九州では二年又はそれ以上の期間、特定の町、郡に居住する要件を課していた。そして三十三の州は少くとも一年間特定の町、又は郡に居住することを求めていた。連邦議会はこのような制限的政策をやめさせようと考えたのである。上下両院の報告書は 402 (b) 条の目的は「居住要件の緩和」を押し進めることがあったと明らかに述べていた。402 (b) 条は AFDC 計画への州の参加を勧めるために制定されたという主張を支える例は、一例たりとも議会の討論又は委員会報告中に見出されえない。それどころか待ち期間要件について討論していた者の中には州がこの計画に参加することは現存している要件を州が廃止するか大々的に改正することによって決まる強調していた者がいたのである。連邦議会が四十一州に対しこれら法律の廃止または大々的改正を要

請しているところとは、州の協力を得る方法とはどうてい考

651, n. 10 (1966))。

えられない。

だが仮に連邦議会が一年間の待ち期間要件を課すことを認めたり」と考へると、憲法上の権利を侵害しているのはまさに当該被告である州の法律なのである。前述の連邦法 402 (b) 自身は絶対にこのような規制的効果を伴っているものではないのである。したがって憲法問題を提起しているのはこの連邦法ではなく、当該州法の要件だけなのである。

最後に 402 (b) 条の適憲性ということが本件で少しでも問題となると主張しえるとしても、われわれがすでに述べてきた意見からして当該条項が一年間の待ち期間要件を認めているかぎりにおいて、それは憲法違反ということになる。連邦議会は州が平等保護条項を犯すことを許すことはできないのである。

もしも連邦議会が人種分離教育のための学校建設に合同基金の使用を認めるとすれば、おそらく連邦議会はもつと広範囲の州が学校建設に携わることを勧誘できたであろう。しかし連邦議会は、州の協力を得る必要性という理由でこのような承認を憲法上「正当化できる」と、本気で主張できるであろうか。連邦議

会は州に平等保護条項を犯すことを認めるような法律で、連邦と州の合同企画に対して州の協力を得るというような権限を持つていいないのである。(Katzenbach v. Morgan, 384 US 641,

No. 33 事件に含まれているコロンビア地区の待ち期間要件

VI

も、それがたとえ連邦権の行使として連邦議会により採択されたものであっても憲法違反である。連邦権により一年間の待ち期間要件を通して作り出された差別は、修正五条の修正手続条項を犯すことになる。「修正五条は平等保護条項を含んでいないが、『修正手続違反となるほど正義に反している』差別を禁止してやるのである。」(Schneider v. Rusk, 377 US 163, 168 (1964); Bolling v. Sharpe, 347 US 497 (1954)。ペニンバニア並びにコネティカット両州の法規を無効とするに際し当法廷が述べてきた理由により、コロンビア地区の法規も無効である。すなわち修正五条の修正手続条項は連邦議会が他の点においては資格を有している貧困者に対し、彼らが申請提出時までに一年間コロンビア地区に居住していなかつたことを唯一の理由として、公的扶助を拒否することを禁止しているのである。

以上の理由により当法廷は No. 9, No. 33, No. 34 の各事件における原審判決を確認するものである。

資料②

タ・ハ・ダ・フ・ラ・ム・ス・タ・イ・ハ

Dunn v. Blumstein, 405 US 330 (1972)

マーシャル判事が法廷意見を述べた。

本件は、テネシー州が投票権行使に対し一定期間の居住を要件としていることは合衆国憲法の平等保護条項を侵す、という判断を示した連邦地裁合議法廷判決に対するテネシー州側から

の上告である。この当該要件が平等保護条項を侵すかどうかと、いう争点は、被上告人 James Blumstein により起された宣言判決と差止判決を求めるクラス訴訟で提起されているものである。Blumstein は一九七〇年六月十二日、テネシーへ移ってきて Nashville にある Vanderbilt 大学の法律学助教授として仕事を始めた。来たる八月と十一月の選挙に投票するべく、彼は一九七〇年七月一日選挙人登録をしようとした。郡の登録官は、テネシー州法は次回選挙の際に一年間同州の住民で三ヶ月間同郡の住民である者のみの登録を認めていた、という理由で彼の登録を拒絶した。

州の行政内部に設置されている救済策にすべて訴えた後に、Blumstein は連邦憲法上の理由によどりか、これらの居住要件を争つ本件訴訟を提起した。²⁸ USC §§ 2281, 2284 に従って開

かれた合議法廷は（次の理由で）テネシー州の定期間居住要件は違憲であると判断した。⁽¹⁾ 投票権に対し許されない干渉を行っている。⁽²⁾ 最近州間を移動したという理由で、一定のテネシー住民に不利益を及ぼすような違憲の疑いがある区分を創設している。^{(377 F Supp 323 (1970))} われわれは本件に対する裁判管轄権ありとした。^{(401 US 954 (1971))} 以下に述べる理由により当法廷は原審の判決を確認するものである。

I

本件訴訟の問題点は定期間居住要件である。被上告人は、投票権行使を眞実のテネシー州住民に限るというテネシー州の権限を争っているのではない。テネシー州側も被上告人が登録しようとした時、彼が同州並びに郡の眞実の住民であったことを争ってはいない。しかしテネシー側は、投票権行使しようとする者は住民であることに加えて同州に一年間、郡に三ヶ月間住んでいたのでなければならないと主張するのである。被上告人が攻撃しているものは、眞実の住民であるという要件に付加されているこの定期間居住要件である。

定期間居住要件を定めている法律は、当該期間中に一ヶ所から他の箇所へ移動し新しい住所を設定した者に不利益を与えている。⁽⁴⁾ このような法律は住民を旧住民と新住民という二つのクラスに分け、新住民に投票の機会を完全に拒否しているという

点でその者を差別しているのである。提起されている憲法上の問題点は、修正十四条の平等保護条項は州がこのような方法で市民間に差別を設けることを認めているかどうかという」とある。

ある法律が平等保護条項を侵しているかどうかを決定するためには、われわれは基本的に次の三つのことに注目してきた。(1)問題となっている区分の性格、(2)この区分により影響をうける個人の利益、(3)この区分を支えるために主張されている政府の利益 (cf. *Williams v. Rhodes*, 393 US 23 (1968))。平等保護条項の下で攻撃される法律を考察するに際しては、当裁判所は影響をうける利益とか含まれている区分とかによって複数の判断基準を发展させてきた。そこで第一にわれわれはどういうな審査基準が適切であるかを決定しなければならない。本件ではわれわれがこの区分により差し押さえられている利益 (投票の機会) に注目するのであれ、区分を行う基準 (最近の州際移転) に注目するのであれ、われわれは同州は定期間居住要件を課す実質的に避けれ理由を立証しなければならないと判断する。

A

定期間居住要件は定められている居住期間基準を満していな全居住者に投票権行使を完全に禁止している。ある市民に投

票権を拒否するににより、この法律は彼らから「すべての権利の源である基本的な政治上の権利」 (*Reynolds v. Sims*, US 533 (1964)) を剥奪してしまうことになる。この投票権の性質を明らかにし、投票権行使に区別を設けている州法を審査する際の裁判所の役割を明白にするために、幾多の先例においてなされた考察をひき返す必要はない。最高裁判所は先例においてくり返し、合衆国市民はすべて同じ基盤に立て選挙に参加する憲法上保護された権利を有するところである明確にしてあた。(参照、*Evans v. Cornman*, 398 US 419, 421-422 (1970); *Kramer v. Union Free School District*, 395 US 621, 626-628 (1969); *Cipriano v. City of Houma*, 395 US 701, 706 (1969); *Harper v. Virginia Board of Elections*, 383 US 663, 667 (1966); *Carrington v. Rush*, 380 US 89, 93-94 (1965); *Raymonds v. Sims, supra*, at 426)。この「投票権の平等」 (*Evans v. Cornman, supra*, at 426) は絶対ではない。州は投票権者に資格要件を課したり他の方法で投票権行使を規制する権限をもつてゐる。(参照、*Carrington v. Rash, supra*, at 91; *Oregon v. Mitchell*, 400 US 112, 144)。しかし一般問題として「この投票権の規制が許されるに先立つて、規制の目的と、その規制により達成されるといわれる重大な利益が厳格な憲法上の審査基準を満たさねばならない」のである。*(Evans*

「定期間居住要件」と平等保護(一)

v Cormican, *supra*, at 422; Bullock v Carter, 405 US 131 (1972)。

テネシー側は、本件を Drueding v Devlin, 380 US 125 (1965) 判決の拘束を「主張する」とした。Drueding はテネシー州の定期間居住要件を合憲とした判決である。連邦地裁は、これらの要件を一般的な州の規制に適用される平等保護基準、すなわち排除は正当な州の利益に合理的な関係をもつたるかというかとし乍らして審査した (234 F Supp 721, 724-725 (1964))。われわれは議論の機会を与へずし全員一致で、即決で却て判断を確認した。しかし「投票権の行使に条件を課してしまふ」制定法に対してもより厳格な審査基準の適用が要求されねばならぬことが当時は明白でなかつたとしても、今日では非常に明らかだいんなのである (Bullock v Carter, *supra*, at 143, 31 L Ed 2d at 99)。このもとが法の発展が Kramer v Union Free School District, *supra* において頂点に達した。

アーリー裁判所は投票権を配分している法律に厳格審査を適用する理由を詳細に論じた (395 US, at 626-630)。さて特にそのような法律は「われわれの代表制社会の基盤を構成する」ことに言及している。われわれはもし問題とされてくる法律がある市民に投票権を認めそして他の者にそれを拒絶しても、「裁判所が」のような投票権の否定は不可避免的州益

同志社法学 11九巻1号 1111 (118〇)
を促進するためには必要なものであるか否かを決定しなければならない」 (Id., at 627, 強調付)。Cipriano v City of Houma, *supra*, at 701; City of Phoenix v Kolodziejki, 399 US 204, 205, 209 (1970) (cf. Harper v Virginia Board of Elections, *supra*, at 670)。

これがわれわれが本件で適用する基準である。

B

アの厳格基準の適用は Drueding 事件では考察の対象になつてこなかつた今一つの理由からも、本件への適用が正当化されるのである。すなわちテネシーの定期間居住要件法は、最近移転したという理由で真実の住民を区分し、当該期間内に一つの土地から他の土地へ移つたこれらの者に、しかもいれぬ者のみに不利益を与えてくるのである。したがつて定期間居住要件は、もつての基本的人権である移転の権利の行使を直接侵害するものである。「合衆国内を移転する自由は長きに渡つて憲法の下で基本的権利として認識されてきた」 (United States v Guest, 383 US 745 (1966); Passenger Cases, 7 How 283, 492 (1849) (Taney, C. J.); Crandall v Nevada, 6 Wall 35, 43-45 (1868); Paul v Virginia, 8 Wall 168, 180 (1869); Edwards v California, 314 US 160 (1941); Kent v Dulles, 357 US 116, 126 (1958); Shapiro v Thompson, 394 US

618, 629-631, 634 (1969); Oregon v Mitchell, 400 US, at 237)。そして移転の自由は「合衆国内のいすれかの州に立入りやリに住む自由」を含むことには明らかである (id., at 285)。明らかに、定期間居住要件を課してくる法律は、この憲法上保障されている権利を最近行使したまの、州並びに郡の住民クラスを選び出して、このよつたな移転者に不利益を課してくるのである。われわれは、このよつたな定期間居住要件を前述の Shapiro v Thompson 事件において考察した。その事件においては問題となつた法律は福祉手当を受給する条件として、州間の移転者に一年間の待ち期間要件を課していた。Shapiro 事件においてわれわれは定期間居住要件が投票の資格を決めるために使われるかどうかについて特に判定しなかつたけれども、移転の権利は憲法上保障されている権利であるから、「この権利の行使に不利益を与えるような機能を果してくるよつたな区分は、不可避的な政府の利益を促進するために必要である」と立証されないかぎり違憲である」と判決した (Id., at 634)。この厳格審査基準 (compelling-state-interest-test) が同判決の Stewart 判事の同意々見中で採用された。憲法上の移転する権利を承認する一連の先例が存してくること、並びにそれを無視しようとする法律に直面するたびに、この権利がくり返し再確認された (参照、 Wyman v Bowens, 397 US 49

(1970); Wyman v Lopez, 404 US 1055 (1972))、これが考へる。Shapiro 判決は、明確に述べられてゐる厳格審査基準が本件に適用されるべきだと考えるものである。

テネシー側は「Shapiro 事件における福祉法の許されない点は州際の移転を妨げようとするその目的にあつた」と主張す。テネシィモア、 Shapiro を区別しようと/or (Brief for Appellants 13)。テネシー側の見解では厳格審査基準は「移転の権利を妨害するとか侵害する」と示す証拠」が存在している場合のみ適してゐるとしてくる (Ibid.)。したがつてテネシー側は、投票権に対する定期間居住要件は、このよつたな移転を妨げようとしないしまだ実際に妨げていないと主張することにより、 Shapiro 判決の明らかな拘束を回避しようとしている。要するにテネシー側は移転の権利はいかなる憲法的意味においても侵害されていないと主張しているのである。

この見解は法律についての基本的誤解を表明している。投票権を与えないこととか、福祉手当の拒絶が、移転に対するより強力な妨げとなるかどうかは無関係である。Shapiro は福祉手当の拒絶が移転を実際に妨害したという判断に基づいたものではなかつた。当法廷における他の移転の権利に関する諸事件も、常に事實上の妨害の存在に依拠していたのではなかつた。 Shapiro におけるわれわれは厳格審査基準は「この移転の権

利の行使者に、不利益を与える効果を果す区分」がある場合に適用されると、はつきり述べた。貧困者による移動を妨げるという明らかな立法目的を認識し、そして「移転したいと思つてゐる貧困者は手当を失うという危険を負わねばならないことを知れば、疑いなく躊躇するであろう」と考えつても、多数意見は「ほとんどの福祉手当の受給者が居住要件により移転を実際には妨げられなかつたという証拠」について吟味する必要はないとの判断した (Id., at 650)。実際、提訴人の誰一人も妨害されていなかつた。この前の開廷期に、投票権に対する定期間居住要件は「憲法上の州際移転の権利を行使した者に、しかもその要件だけに不利益を及ぼすような機能を果してゐるから、それは不利益が政府の不可避的に重大な利益を守るために必要であると、う明白な立証にもとづいてのみ憲法上の審査によく耐え得る。」と特に言及されたところである (Oregon v Mitchell, 400US, at 238)。

もちろんテネシー州の定期間居住要件によって影響を受ける 1つの利益は別々の方法で影響を受けているところとは確かである。移転は許されている、がしかし犠牲を払つてのみである。投票は禁止されている。移転の権利は行使した結果单に不利益を伴つてくるにすぎないが、投票権は完全に拒絶されるのである。しかしこの二つの相違は本件解決にとって無関係

である。Shapiro は当法廷が他の場所で明確にしたことを暗黙のうちに認めた。すなわち「州は憲法によつて保障されている権利を行使する者に不利益を課してはならない」とは長い間認められて來ていることである。憲法上の権利はそれらが間接的に拒絶される場合ほどんど価値を持たないであらう」 (Harman v Forssenius, 380 US 528, 540 (1965). See also Grarriy v New Jersey, 385 US 493 (1967) 並びにセリヤ引用されたる諸判決。 Spevack v Klein, 385 US 511, 515 (1967))。移転する権利は「無条件の人権」すなわちその行使に条件をつけてはならない権利である (Shapiro v Thompson, 394 US, at 643 (Stewart, J., Concurring); Oregon v Mitchell, *supra*, at 292.) (傍点付与)。定期間居住要件法は最近移転の権利を行使した者だけに法律上の禁止を課すことにより、移転の権利に許されない条件を課し、かつ不利益を与えてはいる。本件においてはこのような法律は移転したいと思ってはいる者に、移転と投票と、う基本権との間の選択を迫るものである。 (cf. United States v Jackson, 390 US 570, 582-583 (1968))。不可避的州益が存在しないかぎり州はこのよつた方法で移転の権利に負担をかけてはならないのである。

C

約言すると定期間居住要件法は厳格な平等保護基準により測

られねばならぬ。やなむかいれらの法律は「不可避的州益を促進するためには必要」(やむむじゅひ)を州が立証できないから違憲となる (Shapiro v Thomson, *supra*, at 634; Kramer v Union Free School District, 395 US, at 627)。このもと述べると憲法問題は数学の公式のように繋くかよしれない。しかし法律の基準は数学の公式の正確さをもつものではないのである。判断基準を構成している文言は審査の程度を強調しているのである。すなわち正当化する上で重大な立証責任は州に課せられ、並びに制定法はそれが主張している目的に照して厳格に審査されるべきであるといふとを強調しているのである。

定期間居住要件は非常に重要な州の利益を促進しているといふことを州が立証するだけではなく、この重要な利益を実現するために州は憲法上保護されてくる行為に対し不必要な負担、制限を課すような手段を選択するにはできないのである。憲法上の権利に影響を与える法律は「正確に」描かねばならない (NAACP v Button, 371 US 415, 438 (1963); United States v Robel, 389 US 258, 265 (1967))。そしてその正当な目的に役立つように作られていかなければならない (Shapiro v Thompson, *supra*, at 631)。したがってもし憲法上保護されてくる行為に与える負担がより少いやり方でこれら

の目的を達成する別の合理的方法が存在するなら、州はより大きな干渉を与えることになる方法を選択してはならないのでもある。州がどうしても行動しなければならない時には、州は「より侵害性の少ない手段」を選ぶ義務があるのである (Shelton v Tucker, 364 US 479, 488 (1960))。

II

そりやわれわれは州は定期間居住要件は不可避的な州益を促進するために必要であるといふとを立証したかどうかという問題に目を向けることにする。われわれはいりでも又、眞の居住という要件と定期間居住要件との間の相違を強調しておきた。これまでに当裁判所は、州が投票者に関する政治地域の眞の居住者であるいふを求める権限をもつべきとに賛成の意を表してゐた (Evans v Corman, 398 US, at 422; Kramer v Union Free School District, *supra*, at 625; Carrington v Rush, 380 US, at 91; Pope v Williams, 193 US 621 (1904))。内容が妥当でない者の者に一律に適用される眞の居住という要件は、政治的共同体についての基本的概念を維持するために必要であり、したがって厳密な憲法上の審査に耐えるものである。しかし眞の住民に対して別々の投票要件を課していく定期間居住要件は厳しい基準により新たに審査されねばならない (cf. Shapiro v Thompson, *supra*, at 636)。

最初に連邦議会は本件とは異った状況下で定期間居住要件法が不可避的州益を促進するかどうかという問題に答えたことと言及する必要がある。一九六五年投票権法 (Voting Rights Act of 1965) の110二一条 (一九七〇年の同法改正により付加された条項) により、連邦議会は大統領、副大統領選挙に対する州の定期間居住要件を禁止した。そして州がこのようない選挙の行われる三〇日以前に登録を閉じることを禁止した (42 USC § 1973 aa-1)^o そうすると、とにより定期間居住要件とともに厳格な登録慣例は「大統領選挙を行うに際しての不可避的な州益に何ら合理的関係を持つていない」という特別な判断をなした (42 USC § 1973 aa-1 (a) (6))^o われわれは Oregon v Mitchell で投票権法のこの条項を支持した。もちろん本件においてはわれわれは連邦議会、州、地方の選挙を取り扱っており、そこにおける州益はいささか異なるものといえよう。さらにわれわれの仕事は、単に連邦議会の判断には合理的理由が存しているかどうかを決めるのではなく、しかし連邦法の基礎を形成している連邦議会の認定は以下に展開する論議にとって役立つものとなるであらう。

A

投票権の純粹性の保持というよりは重大な響きを伴う州の利益である。「二重投票」とか「植民地化」とか種々言われて恐れられている不純性は、すべて単独か又は集団による非住民による投票に関するものである。ソリで主に心配されている点は非住民が一時的に州又は郡へやって来て、住民であるという偽の宣誓を行い投票権を得て投票することで候補者を詐欺により勝たすことである。たしかにこのようない詐欺を防止することは正当にして不可避的な政府の目的である。しかし定期間居住要件がこの州の利益を達成するために必要なものと考えるソリは不可能である。

ホネン「例はその定期間居住要件により達成される」「110二条「基本的目的」を述べておる。(1)投票箱の純粹性の確保。選挙を目的とする人口の移動の結果、投票権を与えられている者の同

一性を確認できない」とによって起る詐欺を防止するソリ^o (2) 投票者の投票権行使に必要な予備知識の確保。投票者が実際に共同体の構成員となつたという保証と、よつて彼はその共同体の政府に関する全ての事項に共通の利害関係をもつたのであるから、彼の権利をより聰明に行使しよつとしないという保証とを与える (Brief for Appellants 15, citing 18 Am Jur, Elections, § 56, p. 217)^o われわれはソリの目的につき順次考査するソリにする。

の定期間居住要件法の定めによると新しく来た者には非住民と同様の投票権を行使することを禁止していることになるのである。州はこのような一律適用の法律はそれが真の住民であるとの確認のために必要とされているから、これは詐欺を防止するため必要であると主張している。この見解は投票権規制をしているテネシー州の他の法規に照して考へると、まったく納得できない主張であることが判明する。定期間居住要件法は昔は州の選挙人資格を詐欺的に侵すことを防止するために必要であったが、今日では大半の州における「とくテネシードモ」の目的は選挙人登録制度によって達成されども (Tenn. Code Ann. § 2-301 et seq. (1955 and Supp. 1970); See State v. Weaver, 122 Tenn. 198, 122 SW 465 (1909))。この制度に目を向けると定期間居住要件が実際に真の居住者の同一性を確認するために必要だという証拠はどこにも見当らないのである。テネシーにおける次期選挙の選挙人資格は、本人が選挙人登録をする時に判定される。それは選挙の前30日まで認められてしろ (Tenn. Code Ann. § 2-304)。彼の選挙人資格は登録時に宣誓により證明されども、その資格の中には眞の住民という要件も含まれてしろ (Tenn. Code Ann. § 2-309)。テネシーは次期選挙の投票者の資格を決定するために、その者の宣誓の信憑性を常に調べているところと示すものは記録中に存在して

いない。詐欺の意図は偽証によって達成されるから、定期間居住要件のようなわざわしい投票要件が存在していても、それは悪意の非住民が偽って登録をし投票することを防止することはできない。州が選挙人資格を認定するために宣誓方式に依拠しているかぎり、定期間居住要件は詐欺を防止しようとする單なる居住要件以上の何物でもない。選挙詐欺を犯そうと考えている非住民は、彼は単に住民であると誓うのと同じ位容易かつ効果的に自分は一定期間住民として居住してきたと誓うであろう。実際定期間居住要件は、眞実を語り詐欺の目的をもつてしない新住民に対してのみ効果的な投票妨害となるのである。

さらに宣誓がなされた後、州が選挙の準備にとりかかる」とを考えると、詐欺防止に対して定期間居住要件がどのような役割を果しうるのか明らかでない。州は係官に選挙準備の時間を与えるために選挙30日前に登録簿を閉じる。登録簿を閉じるまでは、來たる選挙日には定期間居住要件を満たすと主張する者は誰でも登録が許される。テネシーは、登録と選挙までの30日間という期間では、州が眞の居住についての中立を確認するに十分ではないと主張するけれども、この主張は本件と何ら関係ないものと考える。州が選挙30日前まで登録を許していふ下では、長期の定期間居住要件を設けたからとて、眞の住民であるという投票登録者の宣誓を調査するための州が持つ時間

量が増える」というものではない。

たとえ定期間居住要件が、実際には選挙係官に居住の眞実性を確認するために三ヶ月とか一年とかの選挙前の待ち期間を与えたのだとしても、テネシーはこれらの待ち期間が必要だというふことを立証していない。まず州は期間の異なる二つの待ち期間について正当化しなければならない。いかにして二つのものが当該州の目的を達成するために必要なのかを理解するのは不可能である。州自身が三ヶ月間が州と郡における眞の居住を確認するためには十分な時間であると決定したのであれば、一年の期間をもまた同じ目的を達成するために必要であるとして正当化する」とは明らかに、できないであろう。それどころか登録した人の中から非住民をみつけ出す仕事は比較的簡単な仕事である」とを考えると、すべての新来者に三ヶ月間とはいゝ投票を禁ずる」とを正当化することはほとんど不可能である。二重投票を防止するためには、州の選挙係官は単に新来者のリストを彼らの前の居住地のものと相互に照合すればこと足りるであら（See Comment, *Residence Requirement for Voting in Presidential Elections*, 37 U Chi L Rev 359, 364 & n. 34, 374 (1970); cf. *Shapiro v Thompson*, 394 US, at 637）。テネシー法の下で眞の居住問題に關係ありとして提出を求められる客観的書類、すなわち住居、仕事、車の登録、運転免許、

所有財産等の場所は、特に今日の伝達網に照すなら容易に相互に調べることは可能である。テネシー側自身「これらの目的はテネシー州により課されているものよりも」と短い定期間居住要件下で達成可能である」とを認めている（Brief for Appellants 10）。憲法的に許される期間の確定はたしかに程度問題である。本件では三〇日は州が詐欺を防止するために必要な行政上の仕事がどんなものであれそれを達成するのに十分な時間であるように思われるが、一年とか三ヶ月とかは長すぎるということだけ述べておけば十分であろう。これは大統領選挙との関係で連邦議会が示した判断であった。そして今見てきたテネシーの制度によつても、それは同様にテネシーの立法者の判断でもあつた」とほぼ確かである。下級裁判所が判断した」とく選挙三〇日前を登録締切としたのは「テネシーの選挙係官が三〇日間は、彼らが直面する各々の事例において投票の純粹性を確保し、二重投票、二重登録を防止するために必要などんな手段でも実行しうる適當な期間である」というテネシー議会の判断を反映してゐる」（337 F Supp, at 330）のである。

定期間居住要件はこの要件を満した者は眞の居住者であるとみなされるがゆえに許されるものであると主張されてきた。言ひ換えるなら定期間居住要件は最近来た者は住民でないがゆえに投票権を拒絶されるのは適當であるという行政的に有用な絶

対的推定を創り出すという理由で、正当化される主張されてゐた。そしてこの主張はまた詐欺の防止に役立つてゐると展開されてゐる。その理由としてはもし偽りの投票者が選挙日に投票するためには三ヶ月とか一年間偽りの住所に留まるよう求められるとするなら、ほとんどの候補者は投票目的の移転を生じやがれないとばかりではないだらうからであると述べてゐる。

Carrington v Rush, 380 US 89 において当裁判所は同じような種類の絶対的推定を支持する同種の議論を考察し拒絶した。そこでは州は、軍務についている間にテキサスへ移転していく者は実際に真の住民であるとは言いがたいと主張した。ソノドーム州は、困難な事実の決定を避けるという行政上の便宜性により、テキサスに駐留する軍人すべてを全面的に排除する」とは正当化されると述べた。この法律で作られてゐる推定は絶対的、すなわち「ゆいとも確実性のある証拠によつてもかく返すことのやむなしめのやつた (Id., at 96, citing *Heiner v Donnan*, 285 US 312, 324 (1932))。当裁判所はこの「反証を許せない推定」というやり方を平等保護条項違反として拒絶した。テキサスにいる多くの軍人は真の住民ではなく従つて投票権を認めないのは妥当であるが、明らかに真の住民であった者も多くいたのである。「州内における居住が真実である者を真実でない者から正確に識別するためには」もひと正確なテストを使う」

「定期間居住要件」と平等保護 (1)

とがであるから、反証を許さない推定は影響をうける個々の利益を考える時許されない (Id., at 95)。「州は偶然にしても、あるクラスの者から州にとってのねずかな行政的便宜性を理由に、投票権を奪つてはならない」 (Id., at 96)。

Carrington 事件は定期間居住要件についての前述の擁護論を十分処理している。州の正当な目的はコミュニティ内の一定の人々が真の住民であるかどうかを決定することである。定期間居住要件は粗雑な方法でのグループから非住民を排除できる区分を創り出しているが、それは同時に多くの住民をも排除してゐる。州の正当な目的と影響を受ける個々の利益とを考える (supra, at 343)。もちろん難しい場合もあるけれども一般的にいへて、テネシーが個人個人についてこの州に最近来た者が実際に住民であるのかどうかを決定することはそれほど難しくはない。テネシーは真の居住を判定する基準をすでに定めていて、そしてそれを種々の法律との関係で個人個人について適用する用意があるようみえる。この基準は新来者にもたやすく適用することができるであらう。さらに詐欺投票をやろうとしている者が定期間居住要件により課されている長期の期間、偽りの場所に留つてしまふことがありえないとすれば、彼らが住居、車の登録、車の免許というような真の居住を客観的に示す

「定期間居住要件」と平等保護（1）

同志社法学 二九卷1号 111〇】(11八八)

ものを集める」とも同じように正にありえないであら。しかば、いう事情にもかかわらず真の居住の問題は個人単位の調査によつてではなく、反証を許さない推定によつて新来者にとつては処理われてゐる（cf. *Carrington v Rush, supra*, at 95-96）。かくして被上告人 Blumstein 自身が居住について、州が通常とつてゐる概念に沿つておこなうとするテネシーの真の住民であるといふことは、当訴訟で争われたことはなかつた。しかし定期間居住要件を満していなゝことにより引か出されるテネシーステートのことは、州の推定は反証を許さないものであるから、真の居住について実際に立証するとは、たゞやうのような立証が推定の中でとられてゐる州の目的に完全に役立つものであり、かつ憲法で保護されてゐる権利に対してはるかに少い侵害度での目的を達成するとつてゐる場合は意味がないことなのである。平等保護条項は区分に関して政府に制約を課してゐる。そしてその制約が本件では越えられたのである（cf. *Shapiro v Thompson*, 394 US, at 636; *Harman v Forssenius*, 380 US, at 542-543; *Carrington v Rush, supra*, at 95-96; *Skinner v Oklahoma* 316 US 535 (1942))。

待つて期間は詐欺を防止するために必要な手段のうちで侵害度の最も少い手段ではなゝといふわれわれの判断は、テネシーガが自らの判断で懸念されぬるのよな詐欺であれそれを発見

し防ぐためには十分である程の種々の刑罰規定を置いてゐると、うりによつて裏づけられよう。テネシー法典の少くとも六つの箇所において投票者の詐欺を罰する罪を規定している。例えば Tenn. Code Ann. § 2-324 は「何人も、自ら、登録する資格がない時に資格のある投票者として登録する（または自分の名前を登録せらる）」など、もしくは他人をしてその者が登録する資格を法律上与えられていない時、登録するより勧めることは」犯罪となるとしてゐる。種々の刑事上の罰に加うるにテネシーは投票者の真実性を選挙日に争つゝとを許してゐる（Tenn. Code Ann. § 2-1309 et seq. (1965 and Supp. 1970)）。州がその選挙人登録制度を補強するためにしてのよな防止策を取りうる場合には、定期間居住要件といふよな広範に課される政治上の権利停止は詐欺という悪を取り扱うために必要であるとはひとんどいえない。連邦投票権法が大統領と副大統領選挙における投票の先行条件としている居住要件を廃止しても今日（42 USC § 1973 aa-1），州は非住民の投票を防止するために行はれる他の手段に訴えねばならなゝことは明白である。特にすべての州がこの新しい連邦法と共に進まねばならないのであるから、定期間居住要件が詐欺の防止という州の目的を満たすために必要であると考えるとは不可能である。

定期間居住要件は「投票権行使に必要な予備知識をもつた投票者」を確保するという目的を促進するという主張は三つの異なる面を含んでいるようにみえる。第一は、このようないくつかの要件は「投票人は実際にこの共同体の構成員になつたという保証を与える」ということである。しかし、本件では州は真実の居住という要件と定期間居住要件とを混同しているようにみえる。すでに言及した「州は共同体の真の構成員に投票権を限定する」という利益をもつていて、しかし、このことはある者の真の居住性が疑われているからではなく、その者が長期の住民ではなく最近来た者であるという理由で、その者を投票権から排除することを正当化も証明していない。

「投票権行使に必要な予備知識をもつた投票者」という正当化の第二の面は、定期間居住要件は「この共同体の政府に関する全ての事項に共通の利害関係をもつてゐる」とを保証する全般の利害関係をもつてゐる」としてある。これにより、おそらく州はその投票者にその地域に対する予備知識を印象づけるに十分な長さの居住期間を求める意図をしていて、これは正に当法廷がくりかえし拒絶してきた類の主張である。たとえば *Carrington v Rush*において州はテキサスへ新しく移転してきた軍人は地方利益を十分に考えない可能性があるがゆえに州の選挙の投票から排除されると主張した。それに対し、当法廷は次のように

答えた。「しかもし彼らが実際住民であるなら、彼らは全て他の有資格住民のように政治的代表を選ぶ平等の機会をもつてゐる。彼らの投票時の判断基準を理由にして国民の一部を投票権から排除する、とは憲法上許されない」(380 US, at 94) (参照 42 USC § 1973 aa-1 (a) (4))。

同じように本件ではテネシーが「共同体政府に関する全ての事項に共通の利害関係」をもつた投票者を確保したいとする、とは許されないとある。当裁判所が他の判決で述べたことをくり返すなら「共通の利害関係を持たないと」とは異つた利害関係を持つると同じことを意味する場合がしばしばあるのである」(*Evans v Cormier*, 398 US, at 423)。「意見の違ひ」といふのがあるグループ又はある者を投票権から排除する理由にならぬならない」(*Cipriano v City of Houma*, 395 US, at 705-706)。「新しくやって来た者は、以前から住んでいる」とである。これにより、おそらく州はその投票者にその地域に対する予備知識を印象づけるに十分な長さの居住期間を求める意図をしているのであろう。これは正に当法廷がくりかえし拒絶してきた類の主張である。たとえば *Hall v Beals*, 396 US 45, 53-54 (1969) (dissenting opinion))。

最後に、州は長く住んでいる者は「彼らの投票権をより賢明に行使しがちである」と主張している。これは州が選挙権を、

「定期間居住要件」と平等保護（一）

同志社法学 二九巻二号 1111 (一九〇〇)

選挙における問題点を理解できる投票者に限定するという利益を明らかに主張しているという点でこれまでの二点と異っています。本件においてテネシー州は州の居住年数が一年内で郡の居住年数が三ヶ月以内の者は、連邦、州、地方の選挙に含まれている問題点に精通しない傾向にあるが故に投票権を禁止しうると主張しているのである。我々は「聰明な投票権の行使」という基準は捕え所のないものであるから濫用されやすいという」と特に言及しておきたい。あまり予備知識がなく聰明に投票権行使のできない市民に投票権を禁止する程度、範囲については、一般的的事項として「」で判断する」とを控え (cf. Evans v Corman, 398 US, at 422; Kramer v Union Free School District, 395 US, at 632; Cipriano v City of Houma, 395 US, at 705) 我々は定期間居住要件は「」の理由によつて「」も正確化されないと判断する。

Kramer v Union Free School District 事件において、我々は平等保護条項はニューヨーク州が学校区選挙の投票を、学童の両親と財産所有者とに限定することを禁止していると判断した。同州は両親でない者は学校の問題につきあまり情報を受けていないであろうから、州は投票権をもつと利害関係を持つてゐる住民集団に限定するために両親でない者を適切に排除していると述べた。我々は区分を厳格審査した結果、これは十分な

正確さをもつてこの目的を達成していないと判断してこの主張を拒絶した (Id, at 632)。この審査は、投票から両親でない者を排除している区分は、投票を認められている者と同じように重大な利害関係を有している多くの者の投票をも禁止していくことを明らかにした。よつて主張されている州の目的を達成するためにはその区分は正確さを欠いていた (Ibid)。（参照、Capriano v City of Houma, *supra*, at 706)。

同じように本件における定期間居住要件は、その粗雑さの故に、予備知識を持ったうえでの投票権の行使を確保するという表明されている州の目的を達成するための手段としては不適当と考える。定期間居住要件により創設されている区分は、長期居住者には選挙で問題となつている「」についての予備知識とは無関係に投票することを明らかに許している（そして、多くの長期居住者はこのような知識を持っていないことが明らかに考えられるのである）。他方、「」の区分は多くの他の明らかに新しい住民やこの問題につき少くとも最小限、あるいはしばしば完全に予備知識を持っている者に投票権を禁止しているのである。実際、移転の直後に登録し投票の機会をもつ最近移つて来た者は、被上告人のような市民、すなわち情報を受け、その問題につき予備知識を得ようとしている者でありがちである。

かにほぼ選挙に至る一ヶ月間に起るというとを考えると、州は連邦議会、州又は純粹に地方的選挙さえ、それらにつき知識を得るために州に一年、郡に三ヶ月居住することが必要であるとは本氣で主張することはできない。州に住んでいる者で一年に満たない者、郡での居住期間が三ヶ月内の者は選挙につきあまり情報を得ていないと、反証を許さない推定を支えるものは全くの記録中に何も存在していない (cf. Shapiro v Thompson, 394 US, at 631)。

これらの定期間居住要件は完全に資格を備えた者を粗雑にも多く排除しているのである。特にテネシーは選挙の三十日前に登録簿を閉め切ることにより待ち期間を創っているのであるから、定期間居住要件もまた予備知識をもつた投票者の確保のために必要とされると主張する理由は何も存在しない。

テネシーは自ら予備知識を持つた投票者の確保という利益を住民全員一律に適用のある方法で促進しようところみたことはかつてなかつたことに注意すべきであろう。知識または能力はテネシー州における長期住民の選挙過程への参加要件では決してなかつた。実際、州は種々のタイプの不在者による投票を認めている。これらの条項は郡や州を離れている多くの長期住民に、彼らがほとんど政治的利益を有していないような、しかも彼らがそこで政治討論から切り離されがちな選挙区に参加

することを認めているのである。州が特にこのよだな投票を認めているという」とは投票権の、聰明な、予備知識をもつた上の行使という、州が主張している不可避的利益と矛盾しているのである。もし州が投票権の聰明な行使を確保しようとしているのであれば、新しく来た者に関してのみこの利益を主張しようとしてもならないのである (cf. Shapiro v Thompson, *supra*, at 637-638)。

あらねばならないということとの間の関連性が、端的にいってあまりにも希薄である。憲法上の権利に影響を与えていたる制定法に我々が求める正確性という厳格な基準に照らすと、我々は定期間居住要件は不可避的な州益を促進するためには必要であると考えることはできない。

III

テネシーは同州の定期間居住要件に対する適切な正当化理由を立証しなかったと判断するが故に、当法廷は原審の判決を確認するものである。

(了)